

1月 洞爺総合支所からのお知らせ



・・確定申告について・・

今年の洞爺総合支所の給与所得及び年金所得等の還付申告受付は、令和8年2月2日（月）から3月16日（月）までとなります。

申告受付につきましては、総合支所はもちろん本庁住民税務課においても書類を一時預かり、後日連絡させていただくこととなりますので、ご了承ください。なお、担当職員による申告相談日は、次のとおりです。

～洞爺総合支所の申告相談日～

★日にち：令和8年2月20日（金）

★時間：9時30分～12時00分、13時00分～17時00分

《税務署での申告》

- 新規事業所得
- 事業所得（青）
- 分離譲渡所得
- 準確定申告
- 複雑で多岐に渡る申告



国民健康保険、後期高齢者医療、重度心身障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭等医療の対象者となる世帯で、確定申告が不要な場合でも、給与・課税年金以外の収入がある人は必ず住民税申告を(未収入申告含む)してください。



・・福祉灯油の申請について・・

高齢者世帯、重度心身障がい者世帯、ひとり親世帯等に対し、灯油の購入助成を行っております。受付は3月2日（月）までです。



・野生動物の出没について・・

鹿・キツネ・タヌキが出没する時期です。道路を走行する際は、動物の飛び出しに注意して運転してください。また、動物の種類によっては群れで行動するものもいます。1頭だけと思わず、2頭目、3頭目の存在にも注意しましょう。





・・除雪のお願いです・・

除雪作業中の死亡事故が多発しています。これから降雪量が多くなることが予想されますので、住民のみなさんには次のことをお願いします。

①屋根の雪下ろしをするとき。

晴れの日ほど注意し、1人では行わず複数人で行ってください。また滑り止めや命綱をつけ、通行人や子どもに注意してください。

②除雪機を使用するとき。

使用前は点検を行い、巻き込まれにくい服装で作業をし、除雪機の雪詰まりの際はエンジンを止めて雪を取り除いてください。

③雪を道路や歩道へ出さないでください。

雪を道路や歩道へ出すと、雪山を作り車道の通行や歩行者の安全な歩行の妨げになりますので、雪出しがやめてください。

④路上駐車、歩道上の駐車、物の放置はやめてください。

道路ギリギリに物が放置してあると除雪作業の妨げになり、道幅も狭くなりますので注意してください。

⑤除雪車には近づかないでください。

・・・自治会に加入しましょう・・・

町の広報誌・議会だよりは、自治会を通じて配布しています。町内の出来事や行事の動きを知る情報源です。

また、ゴミステーションは自治会が管理し、清掃・冬期間の除雪を行っています。みんなで協力し気持ちよく使用できるよう、自治会に加入して使用するようお願いします。

その他にも、各自治会によるレクリエーションなど親睦を深める交流があります。是非ご加入していただくようよろしくお願いします。お住いの自治会が判らない方は、洞爺総合支所にお問い合わせください。